

計り知れない不信を招いた「教員人事汚職」

文教科学委員会調査室 せき よしひ こ
関 喜比古

1. はじめに
2. 教育委員会制度
3. 教員人事の在り方
4. 信頼回復へ向けての処方せん
5. おわりに

1. はじめに

大分県の教員人事をめぐる汚職は、大分県の問題としてだけではなく、国民全体の教育行政に対する不信感を招いた。今後の信頼回復策に万全を期しないと、国民（一般国民、保護者、子ども）の教育行政担当者、教員に対する疑念、ひいては学校教育そのものに対する不信感を増幅してしまう。

今回の事件に対し、メスを入れる視点は二点である。一つ目は教育委員会の在り方であり、二つ目は教員の採用、異動、昇任・昇格等の教員人事の在り方である。

この二点について、分析してみたい。

2. 教育委員会制度

戦後、教育委員会制度は「レイマンコントロール」（素人支配・住民統制）というアメリカの制度の精神を取り入れ、誕生した。いわば、教育の素人が、部外の不当な圧力に屈することなく、さらには閉鎖的な教育行政関係者や教員集団の独走も防ぎ、国民、市民（シチズン）のための教育を実現するための組織として生まれた。しかし、教育委員の公選制は行き詰まり、任命制に変わったが、教育委員会は国民、市民の代表者・代弁者として教育行政の任を果たすことができず、「閉鎖的」、「微温的」、「事なかれ主義」で、教員をはじめとした教育者集団の防御をするための組織に堕してしまった。

教育委員会をめぐるのは、教育再生会議が、平成19年1月24日の第一次報告中の「教育再生のための当面の取組 教育内容の改革」において、「6. 教育委員会の在り方そのものを抜本的に問い直す【教育再生のためには教育委員会の再生が不可欠。その存在意義を原点に立ち返り根本的に見直す】」とうたっている。

具体的には、「現在、教育委員会は、必ずしも組織として十分に機能し、国民の期待に応えているとは言えません。その存在意義を原点に立ち返って見直すとともに、教育委員会の閉鎖性、形式主義、責任感のなさ、危機管理能力の不足、委員の高齢化、名誉職化といった弊害を取り除かなければなりません。教育再生会議として緊急に取り組むべき抜本対策として、以下のように提言します。国は、これまで指摘されてきた教育委員の数や構

成の見直し、首長と教育委員会との権限分担の見直しなどについて早期に結論を得るとともに、教育委員会の必置規制の撤廃などについて併せて検討することも必要です。(以下略)」と述べている。

さらに、この内容を具体化するため、第 166 回通常国会において、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案」が成立した。本法案の委員会質疑の中で、文部科学省の銭谷初等中等教育局長(当時)は、教育委員会事務局及び教育委員が抱える課題について、改正点も含め答弁している¹。このように、教育委員の名誉職化と教育委員会の形骸化については、行政側も認めざるを得ないところである。

すべてとは言わないまでも、多くの都道府県教育委員会は学識経験者という名の下に、教育委員会事務局の案を尊重してくれる、物分りのよい「人格者」(現行法では“人格が高潔で”という表現を使用²)、その多くは大学教授、弁護士、教員出身者などのイエスマンで構成されている。また、市町村教育委員会は、「退職校長」³と同年配の学識経験者、地縁者などで構成されている(表 1、2 参照)。

教育委員会の夜間開催や会議の公開など、若干の努力はしていても(表 3 ~ 5 参照)、基本的に教育委員会のそうした事なかれ体質、閉鎖性、事務局案追認主義⁴がある限り、改革は望むべくもない。今回の「教員人事汚職」により、教育委員会改革論を超えて、教育委員会廃止論が過熱することも考えられる。

もっとも、廃止論に対しては、首長の交代によって教員人事や予算の方針が目まぐるしく変わる可能性があるため、政治的対立が激しいと、学校現場に悪影響を及ぼしかねないとの根強い反対論もあり、今後十分論議が必要な課題である。

なお、前志木市長の穂坂邦夫氏は、今日の教育委員会は歴史的使命を終えた「生きている化石」であるとした上で⁵、教育委員会の全面否定ではなく解体的再生論を唱えている。同氏が特に問題としているのは、公立小中学校は市区町村教委が運営するけれども、教員の採用・任免・人事などは都道府県教委の権限となっている点であり、「学校現場は、県教委の顔色をうかがう。住民から見れば責任の所在が遠くてわかりにくい。住民の意識が反映しないと組織は硬直化する」⁶と喝破されている。

この論点については、文科省において、人事権を市町村教委に移す場合の方法論等を議論する「県費負担教職員の人事権等の在り方に関する協議会」が設けられている。広域人事異動のための枠組みが残れば、県教委の威光も残る可能性があり、人件費負担とセットでの移譲には不安を示す市町村教委もある。

教育委員会制度の改善・充実については、民主党が、教育委員会を廃止して教育監査委員会を設けることなどを内容とする「地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案」を第 165 回臨時国会に参第 5 号、第 166 回通常国会に衆第 17 号、参第 8 号として提出している。これら民主党案は、各国会において、衆第 17 号は衆議院で否決され、参第 5 号及び第 8 号は参議院で審査未了となった。

なお、今年 7 月 1 日に閣議決定された教育振興基本計画の 26 頁には、教育委員会の機能を強化するための施策として、「教育委員会の責任体制の明確化」⁷と「市町村への権限の移譲」⁸が書き込まれている。

これら制度改革の前提として、第一に、教育委員の任命は、議会の同意を得るという手続を経るとはいえ、首長が行う制度である以上、首長の意向、あえて厳しい言い方をすれば、「首長の好み」が反映する懸念を秘めた制度であることを忘れてはならない。住民本位の教育委員が任命される制度的担保、あるいは首長の見識が不可欠である。第二は、大分県の事件を反面教師として、一部の者に権限が集中したり、手続が密室で行われないようにする制度、すなわち、不法・不正ができない制度的担保が不可欠である。

表1 教育委員の状況（平成19年5月1日現在）

		都道府県	市町村
総数		232人	7,538人
平均在職年数		3.8年	5.1年
平均年齢		60.9歳	61.4歳
女性の割合		32.3%	30.0%
職種	医師、教員等	42.7%	22.2%
	会社役員等	42.7%	18.9%
	農林漁業等	0.4%	11.1%
	商店経営等	0%	5.4%
	その他	0%	3.8%
	無職	14.2%	38.6%
教職経験者の割合		19.8%	31.3%
保護者の割合		18.5%	14.7%

（注）教育長である教育委員を除く。

表2 教育長の状況（平成19年5月1日現在）

		都道府県	市町村
総数		46人	1,785人
平均在職年数		2.1年	3.6年
平均年齢		60.0歳	63.2歳
女性の割合		2.2%	2.4%
一般行政経験者の割合		58.7%	31.8%
教育行政経験者の割合		71.7%	78.0%
教職経験者の割合		32.6%	68.3%
保護者の割合		6.5%	3.3%

欄の数字は、相互に重複している部分あり

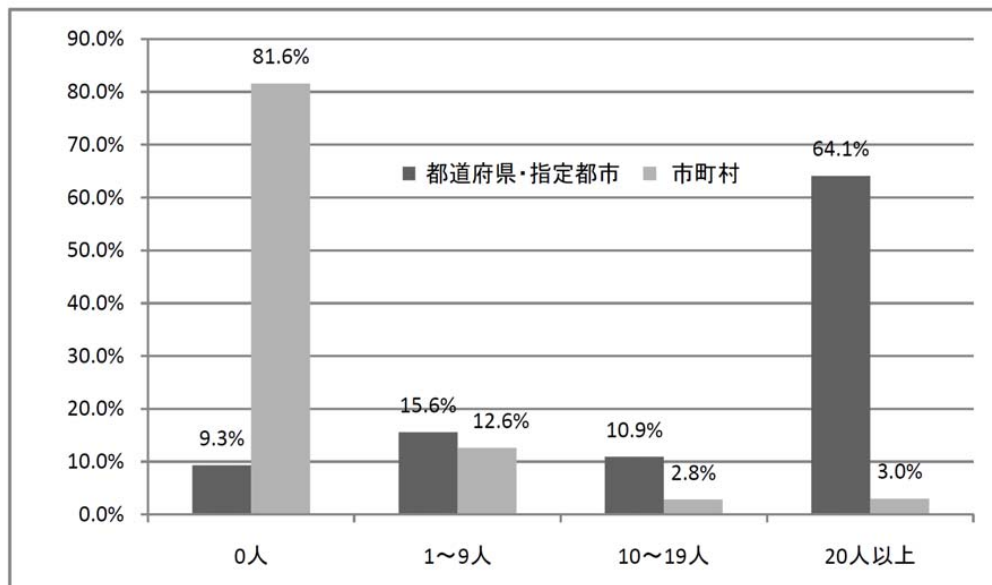
（出所）『平成19年度教育行政調査（中間報告）』（文部科学省生涯学習政策局調査企画課）より作成

表3 教育委員会会議の運営上の工夫

	都道府県 指定都市	市町村
土日・祝日の開催	7.8%	4.1%
夕方以降の時間帯の開催	3.1%	9.8%
傍聴者が多数入場できる大規模な会場での開催	14.1%	5.5%
移動（出張）教育委員会及びそれに準ずるものの開催	25.0%	16.3%
教育委員会会議の議題についての教育委員を対象とした事前勉強会の開催	71.9%	9.7%
教育委員会会議開催前の事前資料の配布	85.9%	49.8%
その他の工夫 ・年に数回、学校で開催することにより、保護者や学校関係者が来やすい環境をつくっている。 ・会議の開催日時を市の広報やHPに掲載するなど、積極的に告知している。 ・教育委員会の会議終了後に、傍聴者の意見などを教育委員の前で発言できる時間を設けている。 ・教育委員会の定例会議後、テーマを設けて勉強会を行っている。 ・近隣3市教育委員での勉強会を行っている。		
		など

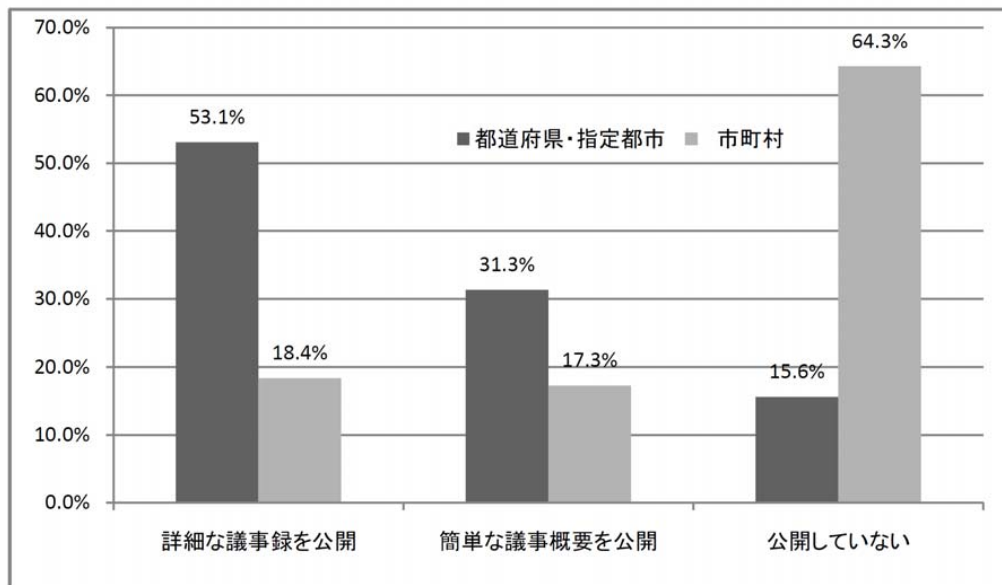
（出所）文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課「教育委員会の現状に関する調査について（平成18年度間）」『教育委員会月報』（平20.7）

表4 教育委員会会議の傍聴者数
（全教育委員会数に占める割合）



（出所）同上

表5 議事録の公開状況



(出所) 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課「教育委員会の現状に関する調査について(平成18年度間)」『教育委員会月報』(平20.7)

3. 教員人事の在り方

教育の成果や効果は計測しにくい。それを逃げ道に教育行政側も教員等の教育界も、教員の採用や昇進の制度改善や運用の改善に本気で取り組んでこなかった。閉鎖的体質や、情実・学閥による運用については、国民も疑いの目で見えてきた。しかし、人事の問題であるとかプライバシーが絡むとかといって、行政側は秘匿してきた。しかし、ことは我が国の将来を担う子どもたちにかかわることである。少なくとも、今回の事件を感情的に憤るだけでなく、具体的な改善に結び付けなければならない。

採用に関し、第一に、一次学力試験については、問題と正解を公表し、合格ラインを明確にすべきである。第二に、論文や面接、模擬授業等については、採点基準を公表するとともに、各採点者には各受験者に対する評定理由を明確に表記させ、それを保存することである。第三に、それら評定と教員採用後の勤務成績との因果関係・相関関係を絶えず検証し、教員採用制度の改善に利用することである。第四に、それら因果関係をもとに、「評価者自体を評価するシステム」⁹を確立することである。

昇任・昇格についても同様のことが言えよう。さらには、学校教育の基本的方針、その方針に基づき求められる学校運営の在り方、そのために必要とされる管理職像を明確にするとともに公表した上で、それののった評価基準・昇格基準を明示し、どう評価したかを少なくとも内部的には明らかにする制度・体制を整備することである。さらに、評価の経過・結果についても、一定の基準のもとで公表すべきではなからうか。

なお、教員採用に関する各都道府県・政令指定都市の現状と改革の方向性については、表6及び表7を参照されたい¹⁰。

表6 教員採用の点検結果（平成20年7月25日現在）

都道府県・ 政令指定都市	試験問題の 配点の公表	選考基準の公表		データの 突き合わせ	選考結果の個別連絡	
		すべて	一部		有	無
都道府県47中	31県	11県	24県	26県	40県	7県
政令指定都市17中	10市	3市	7市	11市	8市	9市
合計64県市中	41県市	14県市	31県市	37県市	48県市	16県市

試験問題は全64県市で、解答は60県市で公表されている。

（出所）文部科学省資料から作成

表7 教員採用の在り方に関する点検状況の概要（平成20年7月25日現在）

区 分	点検を契機に改善	今後更に改善検討
下記のいずれかの項目につき今回改善又は今後改善検討	41県市	56県市
1. 試験問題・解答・配点の公表（一部公表等を含む）	16県市	34県市
2. 採用選考基準の公表（一部公表等を含む）	12県市	42県市
3. 成績の本人への開示（請求があった場合を含む）	12県市	34県市
4. 各段階における不正防止チェック	29県市	32県市
5. 公正な面接試験の確保	3県市	17県市
6. 関係文書の適切な保存	15県市	26県市
7. その他不正防止のための措置	20県市	27県市

（出所）文部科学省資料

4. 信頼回復へ向けての処方せん

（1）教育委員を任命する際の縛り

国家公務員の人事に関する“司令塔”たる人事院の人事官会議は、3人の人事官で構成されているが、国家公務員法第5条第5項により、同一の大学学部（具体的には東大法学部を指す）を卒業した者が2人になってはいけないと定められている¹¹。つまり、人事官の任命に当たっては「学閥」が明確に否定されている。そこで各首長が教育委員を任命する場合にもこれを応用したらどうだろうか。例えば、特定の大学や学部出身者を教育委員に任命することを妨げるような内規等を設けるのである。この件に関連し、内閣府の規制改革会議で福井秀夫・政策研究大学院大学教授は、「学閥が問題で、特に地方の教育委員会とか教師集団だと、地元の国立大の教育学部が圧倒的に支配しているのです。そういう意味では人事院方式はいいですね。地方に行けば行くほど特定教育学部を出た人が強い。」¹²と指摘している。

（2）教育委員会事務局の人事改革

都道府県教委の人事部門の改革は、重要なテーマである。管下の教員の能力や資質を熟知する能力、適切な情報を収集する能力のある職員を集めるとともに、権限の集中・独占を防ぐ組織、不正を不可能にする組織に改革しなければならない。そのためには、教員出身者とともに、それ以外の職員の任用の在り方も重要な課題となる。大分県教委において

も、「採用試験を担当する義務教育課、高校教育課の人事部門は、教員出身者に加え、学校事務、知事部局出身の職員がいる。しかし、権限があるポストの多くは教員出身者で占めてきた。」¹³と報道されている。教員出身者である特定の個人への実務権限の集中を防ぎ、組織としてのチェック機能を働かすためには、事務局内での人事の流動性を高め、風通しをよくする必要がある。

(3) 採用試験プロセスの透明化

教員採用試験は、一般の国家・地方公務員試験と異なり、純粋な競争試験ではなく、選考試験となっている(教育公務員特例法第11条)。多くの教育委員会はこれを「錦の御旗」として、採用基準等の公表を拒んできた。しかし、今や、この論理だけを盾にして内向きの採用を続けることは許されない。であるなら、むしろ選考試験であることを逆手に取って、教員としての望ましい適性を総合的に判断するための「数値化できない要素」があることを、堂々と公表したらどうであろうか。「優秀な資質の教員を集めるには、様々なシステムが必要だと思う。(中略)現場で頑張っていて周囲から認められている講師は、たくさんいる。ペーパーテストで知識を測るのも大事だが、それだけで教員の適性は測れない。せめて『講師経験採用枠』を別に設けるなどして、現場の評価が高い講師に、門を開く仕組みを作ってほしい。」¹⁴とする声に真摯に耳を傾けることが望ましい。採点基準を明示した上で、面接試験の配点を高くするなどの工夫も考えられよう。ポイントは教員としての必要な資質をどう測るかということなのであり、試験はあくまでそのための手段にすぎないと認識すべきである。

(4) 教員の広域異動システムを実現

都市部と地方では採用試験の倍率に極端な差がある現状(昨年度の倍率は、東京都 5.6 倍、神奈川県 6.1 倍、千葉県 4.1 倍、大阪府 5.6 倍などに対し、秋田県 20.4 倍、岩手県 20.6 倍、高知県 23.0 倍、ちなみに大分県は 16.0 倍¹⁵)にかんがみ、「採用されやすい都市部で若いころ経験を積んだ中堅教師が、再受験せずに出身県の学校にUターンできるようなネットワークづくり」¹⁶など、都道府県を越えた教員異動システムの構築も早急に検討すべきであろう。

(5) 教員免許の国家試験化の是非の検討

外山滋比古・お茶の水女子大学名誉教授は、「(教員)免許だけでは先生になれない、というので各都道府県教育委員会が教員採用試験というのをやっているが、完全に公正な選抜かどうか、心もとなく思っている人は少なくない。教員資格、免許はもっと限定的にしなくてはいいけないが、それには国家試験がもっとも有効な方法である。」として、教員免許の国家試験化を主張されている。また「戦後、国家試験によって国家資格になった職種は、いずれも社会的評価が高まっている。」ともされ、医師、歯科医師、最近の管理栄養士の例を挙げている¹⁷。

教員免許の国家試験化が実現し、資格取得と採用がほぼ直結するようになれば、将来に

わたって優秀な人材確保に役立とうし、仮に「人確法」の優遇分がなくなって給与が一般公務員並みになったとしても、教員志望者が大幅に減るおそれは少ないと思われる。志望者は、国家試験による教員免許取得後に各都道府県等の教育委員会が行う面接試験を受ければよいと、上述した広域異動が可能になるといったメリットもあるかもしれない。

教員免許の国家試験化は、国の教育統制につながったり、地方自治の精神にも反するということで、消極的に考えられてきたし、今後もその考え方は重視されなければならない。また、国家試験化となれば、どのような人材をどの程度合格させるのか、つまり合格者数の規模や試験の内容が問われることになる。教員養成の在り方（開放性の原則や定員管理）も大きな課題となろう。

（６）管理職人事の公正化

大分の事件では、校長・教頭等への管理職昇進に当たっても不正が行われていた。採用時の多くの事例では本人の全く知らぬところで金品の授受等が行われていたようであるが、管理職昇任をめぐる事例では、本人の自覚のもとに、本人自身による不正行為が行われていたわけであって、むしろこちらのほうが、より深刻な問題である。以前から学校現場では、「なぜあんな人が校長・教頭になっているのか」という声が広範にささやかれており、管理職選考の公正さに疑問符が投げかけられていると聞く。

国立教育研究所（当時）の菊池英昭氏は、管理職にふさわしい、力量のある人が必ずしも昇進できていない原因として、同研究所が平成元年12月に4県の公立小・中・養護学校教員を対象に実施した教員調査の結果から、「第一に、管理職試験の在り方、第二に、コネその他の情実人事が通る社会的風潮、第三に、教育委員会が判断する管理職者と一般教員が望む管理職者のイメージの間に著しいズレがあり、後者の声が前者に届かないといった選考システムの閉鎖性」を挙げ、その対策としては、「昇任・昇格の選考基準、試験内容の公開」「年齢・性別・派閥にとられない人事」「ペーパーテストに重点を置かず、今までの実績・貢献度や人物・人間性に重点を置くべし」「経営能力や指導力を重視すべき」「同僚の意見も取り入れるべき」といった意見に集約されるとしている¹⁸。

東京都では近年、主幹のなり手がなく、競争倍率は1.1倍で、希望すればほとんど全員が受かる状態だといわれている¹⁹。また、現職教員の年齢構成を見ると、30歳以上40歳未満の層が薄いため²⁰、この年代の教員は将来的にほぼ全員が管理職になっていくことも予想される。したがって、できるだけ人材を確保・養成するために、日ごろから教育力・指導力といった力量を伸ばすことはもちろん、組織内で果たすべき役割意識を植え付けることにも配慮し、管理職予備軍を増やすことも重要である。加えて、年齢層の薄い部分の中途採用や他都道府県との人事交流も必要と考える。さらに、どちらかといえば後ろ向きへの対応ではあるが、今後は「ふさわしくない人材」の管理職登用を防ぐためのシステムづくりも求められるのではないかと。一方で、不正行為をしてまで管理職になろうとする教員ムラ社会の「管理職志向」を是正するため、学校管理よりも日頃の教育活動そのものに生きがいを感じるような先生に対し、「児童生徒と向き合う専門家」として組織上位置付け、管理職との処遇面でのバランスを考えることも検討課題であろう。

なお、図1に教員採用試験の例を、図2に校長・教頭試験の例を掲げておくので、参照されたい。

図1 教員採用試験の例

平成21年度大分県公立学校教員採用選考試験	
出願	6月2～16日
	・願書
1次試験	7月19・20日
	・筆記試験（一般、教職教養、専門）
	・作文（800字）
	・水泳（高校を除く。25メートル、泳法自由）
	・実技（音楽、美術、英語、保健体育、 中学技術、高校工業志望者）
	・面接（集団討論または個人面接）
2次試験	9月16～19日（1次試験合格者のみ）
	・面接
	・模擬授業
	・適性検査
	・実技（小学校志望者、中学校の理科、家庭、 高校の農業、商業、福祉及び養護教諭 志望者、特別支援学校志望者）
発表	10月21日
	・採用予定者名簿に登載
	配点は、1次500点（作文と面接で100点、 他で400点）、2次500点

（出所）大分県教員採用試験実施要領より抜粋

図2 校長・教頭試験の例

平成20年度大分県市町村立小・中学校 校長・教頭候補者選考試験	
【校長候補者選考 48歳以上】	
第一次選考	
	・校長推薦
	・地教委教育長推薦
	・教育事務所長推薦
第二次選考	
	・筆記（100点）・論文（100点）・面接（100点）
【教頭候補者選考 45歳以上】	
第一次選考	
	・校長推薦
	・地教委教育長推薦
	・教育事務所長推薦
	・筆記（100点）・論文（100点）
	第一次選考通過者決定（出願者の50%）
第二次選考	
	・面接（200点）

（出所）大分県教委教育行政改革プロジェクト
チームの調査報告書（平成20年8月29日）

5. おわりに

今回明らかになった大分県での「教員人事汚職」は、言語道断であり、いささかの弁護の余地もない。しかし、こと教員の人事面を除いた大分の教育の質そのものは、どのようなであろうか。去る4月22日に行われた全国学力・学習状況調査の結果を見ると、47都道府県中、大分県は小・中学校とも37位（昨年は小学校が44位、中学校が32位）となっている²¹。決して自慢できる成績ではないものの、全国レベルで学力が極端に劣っているとは思えない。汚職事件の捜査を警察と検察に任せ、司法の判断を仰いでいる間にも、県内の小・中学校における日々の教育は、休むことなく続けられている。子どもたちは、一日もその成長を待ってくれないのだ。

ジャーナリストの堤末果氏は、「今日本では、親、同僚、生徒、メディア、教育委員会と、あらゆる方向から攻撃されて心を病む教師が急増している。大分事件を単なる教師バッシングで終わらせず、国の未来をつくる大切な核である「教育」に今何が起きているのかを、文科省をはじめ私たち全員が真剣に問い直す時期ではないか。」²²とこの国の教育に

対し、警鐘を鳴らしている。

また、文科省OBの寺脇研・京都造形芸術大学教授は、9月号の『中央公論』誌上で大分事件の背景には、「教員ギルド社会」や旧師範学校に端を発する「学閥」、教職員組合と教育委員会の「癒着」などがあると指摘し、「結局、問題の本質は、教員や政治家たちが、国民のために働くという世界に身をおきながら、教育を受ける側のことを誰も考えていなくて、仲間内の論理だけで動いていることです。」とやや自嘲気味に語りつつも、最後には「これは大分県教委を日本でもっとも進んだ教育委員会に改革するチャンスです。事務局をきちんとチェックできる教育委員を選び、事務局には国や他県からの外部人材を入れてみるといい。」「日本の教育の質を上げるという長い目で考えれば、今回の事件が明るみに出てよかったといえます。このままでは、それこそ教育が死んでしまったでしょうから。」と述べ²³、今後の教育界の自浄努力に期待をかけている。

しかし、今の大分県の混乱ぶり、国民全体の教育行政への不信を見る限り、自浄努力などで対応できるのかとまで、教育界を懐疑的に見てしまうのは筆者だけであろうか。「明るみに出てよかった」などという悠長な問題ではなく、教育に携わる人間すべてがもっと切実に受け止めなければならない“深刻な宿題”であると考ええる。

教育委員会制度と教員の採用・昇格制度の具体的改革がなければ、今回の大分県教育委員会の不祥事を正面から受け止めたとは言いがたいであろう。

¹ 第166回国会参議院文教科学委員会会議録第19号17頁(平19.6.14)

銭谷局長の答弁は、おおむね次のとおり。

まず、教育委員会事務局が抱える課題として、特に小規模な市町村において指導主事が配置されていないなど、事務局体制が極めて脆弱であることが挙げられる。

これを踏まえ、改正案では、第19条第2項で市町村教育委員会がその事務局に指導主事を置くよう努めることを明確にしたとともに、第55条の2で市町村は近隣の市町村と協力して教育委員会の共同設置等を進め、地域における教育行政体制の整備充実に努めるものとした。

次に、教育委員が抱える課題としては名誉職化とか教育委員会の会議自体の形骸化といったようなことが指摘されている。

このため、改正案では、第11条第6項で教育委員の責務を明確化し、また第48条第2項第4号で、文部科学大臣、都道府県教育委員会が教育委員の研修を進めることとしている。さらに、第26条で、教育委員で構成する教育委員会の会議において基本的な方針の策定や活動の点検、評価などを行うことを明確にし、教育委員会が教育長以下の事務局にすべてを任せるのではなく、自らの問題として教育事務を管理、執行することとしている。

² 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項：委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するものうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

³ 小川正人『市町村の教育改革が学校を変える』(岩波書店)(平18.6)19頁

「教育長の状況を見ると、都道府県では行政・教育行政経験者の割合が非常に高く、平均在職年数が1.6年と短いことから、都道府県教育長は役所の定期的人事異動における1ポストとして位置づけられてきた傾向が強いことが分かるし、市町村においては教職経験者の割合が66.7%と高いことから、退職校長等の教育(行政)関係者から教育長になる例が多いことが了解される。」

⁴ 「委員は非常勤で、月2回の定例会を開く。大分県教委の議事録を見ても、決定事項にはほとんど意見もなく、事務局案がそのまま承認されていた。(中略)制度としてレイマンコントロールが買われているものの、現実には事務局にお任せ状態だ。」「朝日新聞」(平20.7.30)
今回の事件でも、大分県の教育長は「(事務局から)上がってきた書面を信じる以外なかった」と語っている。

- 『読売新聞』(平 20. 7. 25)
- ⁵ 穂坂邦夫『教育委員会廃止論』(弘文堂)(平 17. 7) 116、117 頁
- ⁶ 『朝日新聞』(平 20. 7. 30)
- ⁷ 教育委員会の責任体制の明確化を図るとともにその体制の充実を促す。このため、教育委員の資質向上のための研修や情報提供を実施する。また、各地方公共団体における熱意と責任感を持った教育委員の人選や、地域住民の意思の反映などによる機能の活性化、合議制の教育委員会において管理・執行する必要がある事項の明確化、市町村教育委員会の共同設置を促す。あわせて、地域住民の意思の反映や議会による検証を可能とするよう、教育委員会の会議や活動内容の公開、第三者の知見を活用した活動状況の点検・評価などを促す。
- ⁸ 県費負担教職員の人事権を移譲することについて、すべての市町村において一定水準の人材確保を図ることができるよう、小規模市町村の行政体制の整備の状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みや給与負担、学級編制、教職員定数の在り方などとともに、引き続き検討する。
- ⁹ 山口俊史「視点」『立法と調査』第 243 号(平 16. 9) 2 頁
同氏は、評価するに当たって最も大切な三点として、第一に評価する側こそ評価されなければならないこと、第二に評価の基準に絶対はないこと、第三に評価者の人選、評価機関の構成等が、手続・内容両面から見て公正・公平、客観性を重視したものであり、権威を有していることを挙げるとともに、「評価は、個人レベルで言うならば意欲に、組織レベルで言うならば活力に結びつかなければならない。」とされている。
- ¹⁰ 9 月 9 日には、文部科学省から二回目の調査結果(平成 20 年 8 月 29 日現在)が公表された。その詳細はまだ不明であるが、報道によれば、試験の配点など選考基準のすべてまたは一部を公表する教委は、前回調査より 17 増え、山梨県と宮崎県を除く 62 教委に上っている。解答の公表は 4 増えて全 64 教委に及んだ。また、データの突き合わせを行うのは 57 教委で、前回調査より 20 増えている。『東京新聞』(平 20. 9. 10)
- ¹¹ 『逐条国家公務員法』(学陽書房)(昭 63. 11) 120、121 頁
- ¹² 規制改革会議重点事項推進WG(第 3 回教育 SW) 議事概要(平 18. 3. 31) 21 頁
- ¹³ 『大分合同新聞』(平 20. 8. 25)
- ¹⁴ 学校研究会「クラスルーム」『日本経済新聞』夕刊(平 20. 8. 29)
- ¹⁵ 『平成 19 年度公立学校教員採用選考試験の実施状況について』(文部科学省初等中等教育局教職員課)
- ¹⁶ 義家弘介「大分県教委汚職」『読売新聞』(平 20. 7. 24)
- ¹⁷ 外山滋比古「外山滋比古のアットランダム NO. 148」『悠』(平 18. 7) 52、53 頁
- ¹⁸ 菊地英昭「採用・転任・昇任人事の課題と改善点」『教員の人事行政 - 日本と諸外国』(ぎょうせい)(平 4. 12) 154、155 頁
- ¹⁹ 第 166 回国会参議院文教科学委員会会議録第 18 号 10 頁(平 19. 6. 7)
- ²⁰ 『文部科学統計要覧(平成 20 年版)』(文部科学省) 小 49、中 52、高 62 頁(平 20. 3)
- ²¹ 『産経新聞』(平 20. 8. 30)
- ²² 堤未果「本音のコラム」『東京新聞』(平 20. 8. 3)
- ²³ 寺脇研「教育委員会を腐敗させたのは誰か～大分県教員採用汚職事件の裏側」『中央公論』(平 20. 9)